

長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）骨子素案

令和7年10月

人権・男女共同参画課

（下線部は、「骨子素案（たたき台）」からの変更箇所）

1 条例の名称

「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」

2 前文

- 日本国憲法や世界人権宣言に謳われている人権尊重の理念の確認
- 人権の普遍性
- 県内の人権尊重の取組
- これまでの本県の取組と、現在の状況（立法事実）を踏まえた条例制定の必要性
- 県が条例を制定することの意義
- 県は事務を実施するに当たり、人権侵害行為をしてはならないことの明記

3 各条文

(1) 目的

- この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることなどにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有するとともに、人権がより尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 人権侵害行為の禁止等

- 何人も、他人に対して、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の病気、職業その他の事由を理由として、次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。）をしてはならない。

（1） 誹謗中傷、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為

（2） いじめ、虐待又はハラスメント（他人の尊厳を侵害することで、その者を不快にさせたり、その者に不利益や脅威を与える行為をいう。）

（3） プライバシーの侵害又はアウトティング（本人の同意なしに、その人の性的指向、性自認等の性の在り方に関することを第三者に明かしてしまうことをいう。）

（4） 不当な差別的取扱い

（5） 上記のほか他人の権利利益を侵害する行為

(3) 県の責務

- 県は、「(1) 目的」の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。
- 県は、人権施策を推進するに当たっては、関係部局等相互の緊密な連携を図るとともに、国、市町村、関係機関、関係団体その他の関係者と連携協力するものとする。

(4) 県民の責務

- 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重

の精神の涵養に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

- 県民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(5) 事業者の責務

- 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、その事業を実施するに当たり、従業員その他の関係者の人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(6) 市町村との協働

- 県は、人権尊重の社会づくりの推進のため、市町村と協働して人権施策を実施するものとし、市町村に対し、情報の提供、必要な助言その他の必要な協力を行うものとする。

(7) 人権政策推進基本方針

- 知事は、人権政策の総合的な推進を図るため、人権政策の基本となるべき方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 基本方針の位置付け
 - (2) 人権政策の基本理念
 - (3) 人権施策の方向性
 - (4) 人権教育及び人権啓発に関すること
 - (5) 人権相談支援の体制に関すること
 - (6) 人権問題における分野別施策の方向性
 - (7) 人権政策の推進体制に関すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、人権政策を推進するために必要な事項
- 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、「(12) 人権政策審議会」第1項の長野県人権政策審議会の意見を聴くものとする。
- 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(8) 相談支援体制

- 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）に対して、相談内容に応じて次に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) 相談者への必要な情報の提供及び助言
 - (2) 国、県、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関（以下「関係機関」という。）の紹介
 - (3) 必要に応じ、関係機関への通告、通報その他の通知
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、相談者に対する必要な支援
- 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 県は、相談業務を円滑かつ効果的に行うために、相談に応ずる者に対し、業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(9) 人権教育及び人権啓発

- 県は、「(1)目的」の目的を達成するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

(10) 市町村、関係団体等からの意見の聴取

- 県は、市町村、関係団体等から人権施策の推進に関する意見を聴く機会を設け、人権施策の推進に反映するよう努めるものとする。

(11) インターネット上の誹謗中傷等の防止

- 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。
 - (1) インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号において同じ。）を防止するために必要な教育及び啓発に関すること。
 - (2) 県民に関し、又は県民によりインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して県が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずること。

(12) 災害等の発生時における人権侵害行為の防止等

- 県は、災害、感染症のまん延その他緊急事態の発生時（以下「緊急事態発生時」という。）において人権侵害行為を防止し、及び人権を尊重するため、緊急事態発生時における人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

(13) 人権政策審議会

- 基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、人権政策に関する重要事項の調査審議をするための長野県人権政策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 審議会は、人権政策に関して知事に意見を述べることができる。
- 審議会は、学識経験者から執行機関が任命する委員により構成し、10 人以内で組織する。
- 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。
- 審議会には会長を置き、委員が互選する。
- 会長は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 審議会に、執行機関が定めるところにより専門委員を置くことができる。
- この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(14) 附則

- この条例は、令和 年 月 日から施行する。
- 人権政策審議会の委員の選任のために必要な準備行為は、施行期日前においても行うことができる。
- 平成 22 年 2 月付けで制定されている長野県人権政策推進基本方針は、第 条第 項に規定する基本方針とみなす。
- 長野県附属機関条例（令和 2 年長野県条例第 3 号）の一部改正（人権政策審議会に係る規定の削除）
- 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 10 号）の一部改正（委員の報酬に関する規定の修正）